

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

平成28年度決算

（歳入）

地方消費税交付金 536,660 千円
 （うち社会保障財源化分 229,446 千円）

（歳出）

社会保障施策に要する経費

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	795,538	549,231	5,883	240,424
	高齢者福祉事業	205,327	3,720	54,536	147,071
	児童福祉事業	1,219,949	398,772	91,123	730,054
	母子福祉事業	85,224	28,057	257	56,910
	生活保護事業	414,538	303,888	0	110,650
	その他	179,823	14,813	2,770	162,240
	小計	2,900,399	1,298,481	154,569	1,447,349
社会保険	国民健康保険事業	453,557	115,027	6,153	332,377
	介護保険事業	585,309	6,215	0	579,094
	後期高齢者医療事業	756,882	119,404	13,373	624,105
	小計	1,795,748	240,646	19,526	1,535,576
保健衛生	診療所事業	27,448	0	0	27,448
	予防対策事業	136,825	1,603	31,043	104,179
	健康増進事業	4,051	1,739	0	2,312
	その他	96,583	15,194	33,467	47,922
	小計	264,907	18,536	64,510	181,861
合計	4,961,054	1,557,663	238,605	3,164,786	